

議事要旨(3)リース会計専門委員会における検討状況について

冒頭に石井常勤委員より、次回の企業会計基準委員会において公開草案の議決を予定していることの説明がなされた。

引き続き小賀坂専門委員より会計基準案及び適用指針案について専門委員会での検討状況の説明がなされた。

会計基準案については内容に関する大幅な変更はない旨の説明がなされた。適用指針案については、主に以下の項目について変更されている旨の説明がなされた。

- ・ 借手及び貸手の適用初年度の取扱いにおいて、会計基準適用初年度開始前のリース取引について期首に影響が生じない方法を採用するケースで、原則的な方法により処理した場合の期首の影響額に重要性があるときには、一定の注記をすることとした。
- ・ 適用時期については、平成 20 年 4 月 1 日以降開始する事業年度から適用することとし、平成 20 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度から早期適用ができる旨の提案がなされた。早期適用に際しては、重要性がある場合の注記を条件に中間会計期間には適用しないことができるとする提案がなされた。

これらに関連し、委員から字句の修正及び下記のような意見があった。

- ・ 早期適用における中間期の注記については企業会計基準第 9 号「棚卸資産の評価に関する会計基準」を参考に検討されているが、企業会計基準第 9 号の場合とは異なり、注記が困難であることも考えられるので再度検討すべきではないかとの意見があった。
- ・ 適用時期については、他の基準等の適用時期の状況も踏まえ、慎重に検討することが望ましいとの意見があった。

以 上